

防府市防災ネットワーク構築検討委員会設置要綱

令和5年7月13日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、防府市防災ネットワーク構築検討委員会（以下「委員会」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 委員会は、第五次防府市総合計画に掲げる防災ネットワークの充実強化等を検討することを目的とする。

(組織及び役員)

第3条 委員会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

2 委員会に次の役職を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 1名

3 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

(役員の職務)

第4条 会長は、委員会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長は会長をもって充てる。

2 委員が会議に出席できない場合は、委任状を提出することによって、委員が所属する団体内の者に限り、代理出席させることができる。

3 委員会は、やむを得ない事由により委員会を招集できない場合は、委員に対する回議をもって委員会を開催したものとみなす。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、防府市総務部防災危機管理課に置く。

(解散)

第8条 委員会は、第2条の目的が達成されたときに解散する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月13日から施行する。

(別表)

団 体	人 数
学識経験者	1
山口県防府土木建築事務所	1
山口県立病院機構	1
防府市社会福祉協議会	1
小野地域自治会連合会自主防災会	1
防府市防災士等連絡協議会	1
小学校PTA連合会	1
中学校PTA連合会	1